

# 生徒の心得

## 第1条 基本的な心得

- 1 宮古特別支援学校の在校生としての意識を持ち、自覚と責任を忘れることなく行動しよう。
- 2 校内では、職員や友だちには「思いやりの心」をあらわそう。
- 3 学習に取り組みやすい服装を心がけ、華美になったりすることのないようにしよう。

## 第2条 服装容儀について ※ 登下校時の服装は、原則として制服を着用すること。

### 1 制服について

夏季時(5月～10月)白のYシャツか白のポロシャツまたはブラウスを着用する。シャツの裾はしっかりとズボンまたはスカートに入れて着用する。下は黒の学生ズボンまたは黒か紺のスカートを着用する。

冬季時(11月～4月)は、黒の学生服、カーディガン、ジャンパー等を着用(防寒)してもよい。

Yシャツの裾はズボンに入れて着用する。下は黒の学生ズボンまたは黒か紺のスカートを着用する。

### 2 頭髪等について

- ① 清潔感のある髪型(洗髪、パーマなど華美になり過ぎないように)を意識すること。
- ② 化粧、マニキュア等はしない。爪は清潔な長さに整える。

### 3 装飾品について

ピアス、ブレスレット、ネックレス等は身につけない。

## 第3条 授業中の身なりについて

- 1 学習活動に適した服装とする(制服、作業着、体育着、軽装等)。
- 2 軽装のTシャツは、派手すぎないデザインがのぞましい。
- 3 寒暖に応じて、指定の上着やズボンを着脱すること(制服、ジャージ、カーディガン、パーカー等)。

## 第4条 持ち物について

- 1 通学や学習に必要なものはもってこないこと。
- 2 携帯電話、スマートフォン等について
  - ① 原則、授業中は出さない。
  - ② 使用する場合は教師に確認をとって活用すること。
- 2 金銭、貴重品について  
不必要な金銭、貴重品は学校に持ち込まない。学校に納入すべき金銭は、登校後職員にすぐに渡すこと。

## 第5条 アルバイト、運転免許取得について

アルバイト、運転免許取得については、必ず担任、生徒指導部、進路指導部と確認すること。

※学業が優先である

## 第6条 懲戒処分

問題行動等を起こした生徒や、再三の注意にも関わらず改善が見られない生徒(服装や染髪、言葉遣い等)に対しては、懲戒に処することがある。

※ 問題行動等の内容によっては、上記の順序はこの通りではない。